

令和 4 年度における消防庁予算（案）及び 地方財政措置等の重点事項について

**令 和 3 年 1 2 月 2 4 日
総務省消防庁**

目 次

1. 緊急消防援助隊等の充実強化	p. 2
2. 常備消防の充実強化	p. 7
3. 消防団や自主防災組織等の充実強化	p. 14
4. 消防防災分野のDXの推進	p. 21
5. 地方公共団体の危機対応能力の強化	p. 26
6. 消防防災分野における女性の活躍推進	p. 33
7. その他（PFOS等泡消火薬剤の更新）	p. 35
問い合わせ先	p. 37

1. 緊急消防援助隊等の充実強化

緊急消防援助隊無償使用資機材の整備(情報収集活動用ハイスペックドローン等)

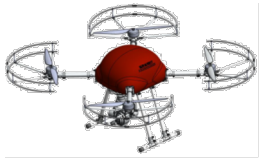


【施策の概要】 【国費】 【R3補正(1次)予算額 4.0億円】

- 災害発生前後の被災地の状況を比較し迅速な救助活動を行うことができるよう、空撮した写真から地図画像を作成できるドローン、及び関係機関による情報共有のため映像伝送装置を整備(47式(各都道府県1式))。
- 発災後72時間以内の災害初期において、地図画像作成機能により、被害の全容把握と倒壊建物の状況など活動場所の優先順位の判断が可能となる。
- 緊急消防援助隊として出動した部隊が、災害現場のリアルタイム映像を都道府県災害対策本部や消防庁に送信し、情報共有体制を構築する。

配備資機材

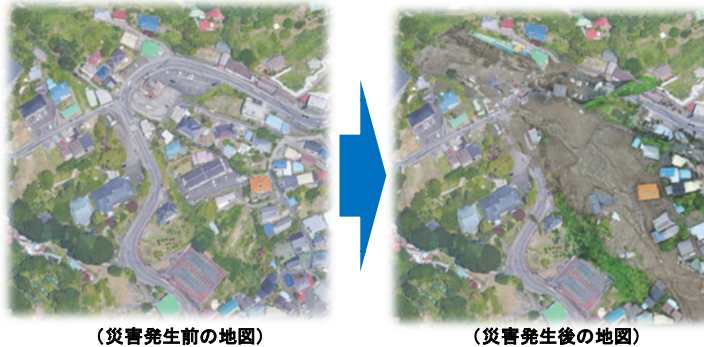
【情報収集活動用ハイスペックドローン】



《機能(スペック)》

- 地図画像作成
- 自律制御飛行
- 防水性能
- 遠赤外線カメラ
(夜間の撮影が可能)

【地図画像作成ツール】



※発災前と発災後の状況が比較でき、災害の全容把握を可能にする。

【映像伝送装置】



配備目的

- 1 初動対応時の災害現場の地図画像、映像を指揮活動に活用
- 2 広範囲での情報収集活動
- 3 関係機関による情報共有の促進

活用現場



【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 災害対応の初動期等に災害現場で迅速に運用し、指揮活動に活用できるよう47都道府県に配備
- 統合機動部隊又は指揮支援隊に配備し、ドローンにより作成した地図画像及び収集した映像を指揮活動で迅速に活用
- 令和4年度中の配備を予定

緊急消防援助隊無償使用資機材の整備(小型救助車)



【施策の概要】 【国費】 【R3補正(1次)予算額 4.0億円】

- 小型、登坂能力、走破性、資機材搬送能力に優れた**小型救助車を配備**(18台(緊急消防援助隊全国6ブロックのうち各ブロック3台))。
- 急傾斜地・狭隘なアクセスルートの上砂災害等においても資機材搬送能力に優れているため、迅速に救助活動の支援が行えるようになる。
- 走破性、機動力の高さを活かして、災害現場の情報収集に活用することも可能。

配備資機材

※写真はすべてイメージ

【小型救助車】



小型で、登坂能力、走破性及び資機材搬送能力に優れている。

活用現場(イメージ)

※写真はすべてイメージ



大型の消防自動車が入れない急傾斜地・狭隘なアクセスルートの土砂災害等において迅速にアクセス可能となる。



【その他活用方法】

○雪害時の救助

クローラーに履き替え、スノープロウを取り付けることで、積雪地の走行が可能となる。

○林野火災(山岳救助)等

狭隘な林道等に進入可能で可搬ポンプ等の消火資機材を搬送すれば、迅速な消火活動が可能となる。

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 土砂災害、林野火災等に迅速に対応できるよう、地域バランス等を考慮した上で配備
- 運転には、大型特殊免許が必要
- 令和4年度中の配備を予定



【施策の概要】【地方財政措置】

- 令和3年7月の熱海市土石流災害では、応援職員の受入れスペースが不足。こうした事案等を踏まえ、令和3年8月に、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象に、災害時に災害対策の拠点となる公用施設における①災害対策本部の設置、②応援職員の受入れに係る施設、③災害応急対策に係る施設(以下「応援職員の受入れ施設等」という。)を追加(原則、「増築・改築」を想定)。
〔地域防災計画等に位置づけられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。)、
応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等〕
- 他方、消防学校や消防本部等が緊急消防援助隊を始めとする応援職員の受入れ施設として活用している実態を踏まえ、上記応援職員の受入れ施設等について、「建替え」(※)に併せて整備する場合を令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とする。
※原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の施設
- また、近年の大規模災害の頻発化・激甚化等に伴い緊急消防援助隊の派遣が増加しており、都道府県や消防本部による後方支援を含めた緊急消防援助隊活動の円滑化を図るため、消防庁長官の「指示」・「求め」による出動において、隊の派遣元団体に派生的に生じる経費(消防力維持に係る職員の時間外手当、予備車の経費等)について、令和4年度から新たに特別交付税措置(措置率0.8、財政力補正なし)を講ずる予定。

<①災害対策本部の設置>



災害対策本部員室



災害対策本部事務局室

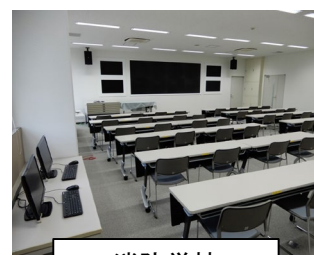
<②応援職員の受入れに係る施設> (災害時の緊急消防援助隊等の応援職員のための執務室)



本庁舎



消防本部・消防署所



消防学校

<③災害応急対策に係る施設>



一時待避所



物資集積所

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めていただきたい。
- 緊急防災・減災事業債の対象とする応援職員の受入れ施設等の整備については、当該施設を地域防災計画(応援職員の受入れ施設については受援計画を含む)に位置付けることを、今後、要件として明示していく予定。

消防防災ヘリコプターの安全性の確保及び運航体制の充実強化



【施策の概要】

- 相次いだ消防防災ヘリコプターの墜落事故を受け、運航の安全性向上等のため、運航団体が取り組むべき項目を、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」として、消防庁長官から勧告。
- 基準を踏まえ、消防防災ヘリコプターの安全性の確保、運航体制の充実強化の取組を促進。



消防庁ヘリ「おとめ」



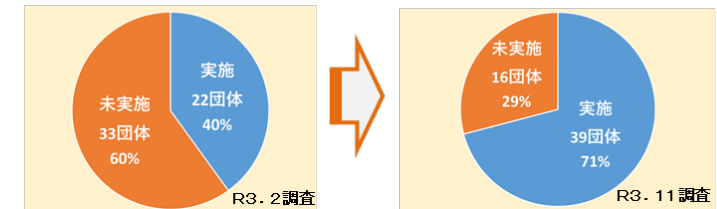
シミュレーター

運航団体が取り組むべき主な項目

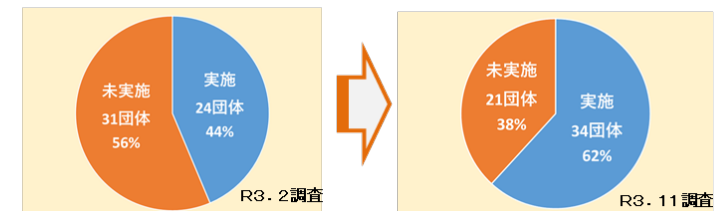
- 運航責任者及び運航安全管理者の配置
- 二人操縦士体制の確保
- 機長及び副操縦士の乗務要件の策定
- 飛行記録装置など安全確保に資する装備
- 操縦士等の教育・養成訓練の実施（シミュレーターを用いた緊急操作訓練等を含む。）
- 事故が発生するおそれのある事案に係る消防庁への報告
- 近隣の他の地方公共団体との相互応援協定の締結

主な取組状況

運航安全管理者を配置し、基地に常駐しているか



二人操縦士体制は確保できているか



【国費】【R3補正(1次)予算額 0.7億円】

- 航空消防防災体制の安全性向上等に関する調査等(運航団体間の連携による体制充実等)

【地方財政措置】

- 運航要員及び資機材に要する経費について、二人操縦士体制への対応等として、令和4年度から地方交付税措置を拡充する予定。

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 令和4年4月の「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の全面施行(一部経過措置あり)を踏まえ、安全性の向上等を図るため、二人操縦士体制の確保、運航安全管理者の配置、シミュレーターを用いた緊急操作訓練やCRM訓練を含む教育訓練の充実、相互応援協定の締結などの取組をお願いしたい。

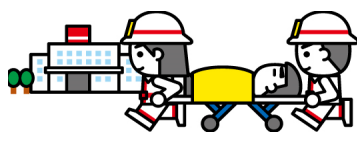
2. 常備消防の充実強化



【施策の概要】

- 新型コロナウイルスの全国的な感染拡大などにより、各消防本部で保有している資器材のみでは対応が困難な場合もあることから、救急隊が使用する感染防止資器材について、必要とする消防本部に対し配布することにより、円滑な救急活動を支援。
- 救急活動において、感染防止対策を徹底する必要があることから、消防庁が示した「救急隊の感染防止対策マニュアル」を踏まえ、適切な感染防止対策が行われるよう、令和4年度から地方交付税措置を拡充することで取組を推進。

【国費】



感染症の拡大

各種資器材の需給がひっ迫し、確保困難に



【感染防止資器材】



- ・ゴーグル
- ・N95マスク
- ・感染防止衣（上下）
- ・手袋
- ・消毒用エタノール

国が必要数を一括購入し、必要とする消防本部に対し配布

【地方財政措置】

消防庁が示した「救急隊の感染防止対策マニュアル」で必要とされる感染防止資器材

- ・ 救急活動時の基本的な感染防止対策
サージカルマスク、手袋、感染防止衣、手指のエタノール消毒
- ・ 血液・体液等が飛散している場合
ゴーグル、アームカバー、シューズカバー
- ・ 空気感染が疑われる傷病者に対応する場合
N95マスク

【救急隊の活動の様子】



【国費】【R3補正(1次)予算額 0.7億円】

- 新型コロナウイルスの全国的な感染拡大などにより、各消防本部で保有している資器材のみでは対応が困難な場合、感染防止資器材を必要とする消防本部に対し配布。

【地方財政措置】

- 救急隊員等の感染防止資器材に要する経費について、消防庁が示した「救急隊の感染防止対策マニュアル」を踏まえた見直しを行い、令和4年度から地方交付税措置を拡充する予定。

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 国費事業については、各消防本部における感染防止資器材の保有状況を毎月調査し、適切に支援していく。
- 消防本部においては、救急活動における感染防止対策を徹底し、適切な救急活動に万全を期していただきたい。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行においては、業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行時における消防力の維持・確保が課題となった。特に災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念される。
- 感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員等(※1)の使用する消防本部、消防署及び出張所(以下「消防本部等」)の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう早急に必要な取組を行うよう要請(※2)。
- **消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の整備について、令和3年8月から新たに緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)への対象拡充を図ることで取組みを推進している。**

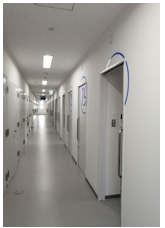
※1 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員

※2 「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」(消防消第343号 令和3年8月19日付け通知)

○仮眠室の個室化



室外



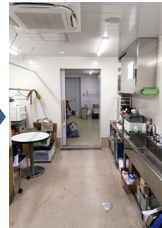
室内



○消毒室の整備



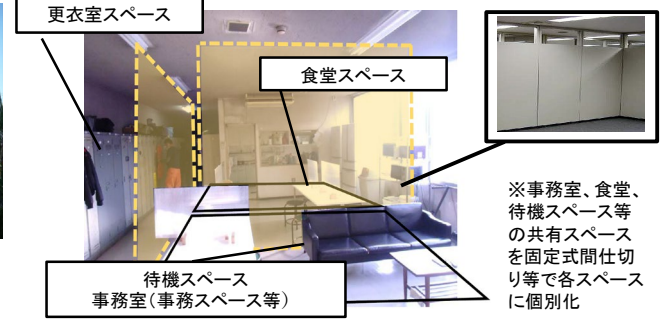
拡大



専用棟



○ 事務室、食堂、待機スペース等の個別化

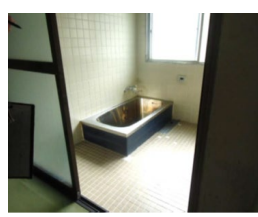


○トイレの整備



※乾式化・洋式化・自動洗浄

○浴室の個室化



※複数人での入浴から個室化
(ユニットバス室、ユニットシャワー室)

○ 救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備



など

※対象事業についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集、も参照ください

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- **未だ十分な感染症対策が講じられていない消防本部等におかれては、今後の感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、感染防止対策のための施設及び設備の整備に早急に取り組んでいただきたい。**
- 専門家や関係機関から感染拡大を防ぐ措置についての指導を受けることなどにより、効果的な取組とされたい。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防庁では、「消防の広域化」の推進期限である令和6年4月1日に向けて、消防力の強化及び消防の広域化に向けたステップとなる消防の連携・協力を推進している。
※消防の連携・協力は、地方自治法の連携協約、協議会等の手法により消防指令センターの共同運用や消防用車両等の共同整備を行うもの。
- 消防用車両等の共同整備については、出動頻度は低いが高額なはしご自動車や特殊災害車両等について、一定の圏域内において共同で整備・運用する体制とすることにより、車両の購入費や維持管理費の効率化が可能であり、より高度な車両の配置による災害への対応能力の向上にもつながる。
- このため、消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備について、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象とすることにより、取組を推進していく。
※地方財政措置の対象を明確化するため、消防の連携・協力により共同整備する消防用車両等の範囲について、令和3年度内に通知により示すことを予定している。

共同整備が想定される消防用車両等



はしご自動車



化学消防車



消防艇

- また、消防の連携・協力による高機能消防指令センターの整備に取り組む市町村に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費についても、特別交付税措置(措置率:0.5)を講ずることにより、取組を推進していく。

【留意事項】

- 今般、地方財政措置が拡充されたことを踏まえ、消防の連携・協力について積極的な検討を行っていただきたい。また、都道府県におかれては、消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力の実現に向け、市町村の調整等について、より積極的に対応していただきたい。

救急安心センター事業（＃7119）の全国展開



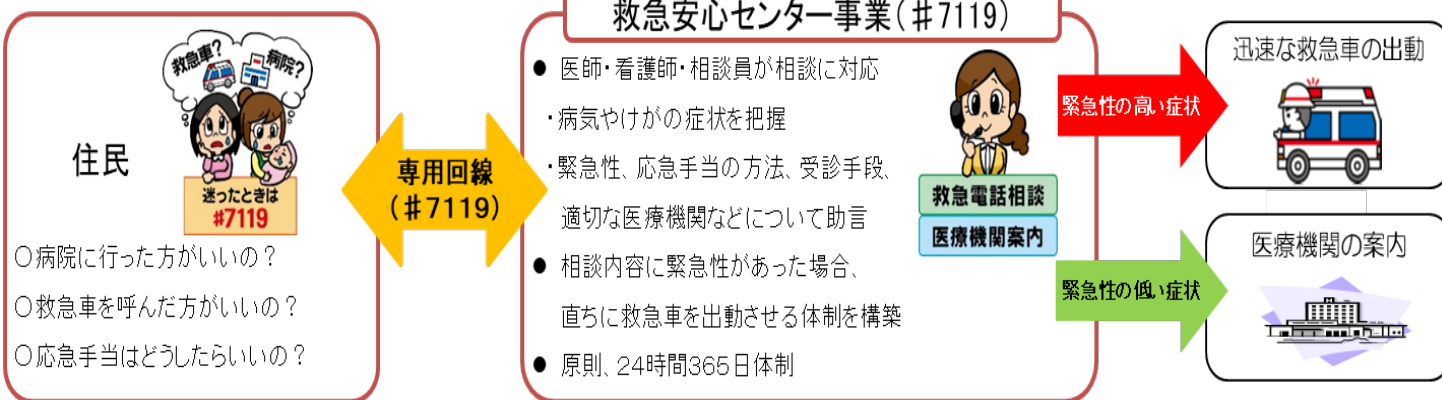
【施策の概要】

○ 住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることのできる救急安心センター事業（＃7119）の導入の全国展開に向け、都道府県等における取組を推進していく。

救急安心センターおおさか



＃7119とは？



【＃7119の事業実施効果】

- ①救急車の適正利用（適時・適切な利用）、②救急医療機関の受診の適正化、③住民への安心・安全の提供
- ④時代の変化への的確な対応、⑤新型コロナウイルス感染症対策

【国費】【R4 予算額 4,402千円】

○ ＃7119の全国展開を推進するため、＃7119普及促進アドバイザーの派遣や未実施団体に対する個別訪問を継続して実施。また、「事業導入・運営の手引き／マニュアル（令和3年度中に作成予定）」の活用方法等に関する説明会を開催予定。

【地方財政措置】

○ 道府県・市町村の実施団体の運営費については、特別交付税措置（措置率0.5、財政力補正なし）が講じられている。

【留意事項（助言内容、スケジュール等）】

○ 財政措置やマニュアル等を活用し、未実施団体における円滑な事業導入、実施団体における効果的な事業の運営、底上げ等を図っていただきたい。

消防本部における災害対応ドローンの整備



【施策の概要】【地方財政措置】

- 無人航空機(以下「ドローン」)により、災害発生初期に俯瞰的視点から情報を収集することは、被害状況や災害推移の把握、効果的な部隊運用につながり、トータル被害の軽減に非常に効果的である。
- 改訂を予定している「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き」において、消防庁として標準的に備える必要のある機能(防水等級3以上・動画撮影機能)を有する災害対応ドローンを、各消防本部で複数機整備を目指すこととしており、**当該ドローンを消防本部が調達する費用について、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象とすることで取組を推進していく。**



ドローンによる俯瞰的偵察

★災害対応ドローンのイメージ図★

<標準的に備える必要のある機能(要件予定)>
小雨程度でも飛行可能な防水等級3以上
動画撮影が可能なカメラを搭載

<必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能>
赤外線カメラ、暗所撮影機能、ズーム機能
プログラムによる自立制御飛行
物件の搬送・投下機能 など

モニター(タブレット等)



現場指揮者へ上空からの情報を共有(イメージ)

※ 消防庁では緊急消防援助隊の無償使用資機材として、大規模災害時の迅速な指揮活動に活用していただくため、ハイスペックドローン(地図画像作成機能が付加されたもの)を国費(R3補正)で配備する予定。

【国費】【R4 予算額 0.1億円】

消防庁では、各消防本部がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、令和元年度から災害対応無人航空機運用推進事業(以下①、②)を実施している。

①ドローン運用アドバイザーの育成

研修会場：福島ロボットテストフィールド

対象者：常時ドローンの運行に携わり、かつ
指導的な立場にある消防吏員等

育成計画：令和5年度までに各都道府県へ複数名配置



②ドローン運用アドバイザーによる普及啓発

対象：ドローン非活用消防本部等

内容：ドローン運用方策
災害現場での活用事例
実機実演など

実施場所：全国の消防本部、消防学校等



【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

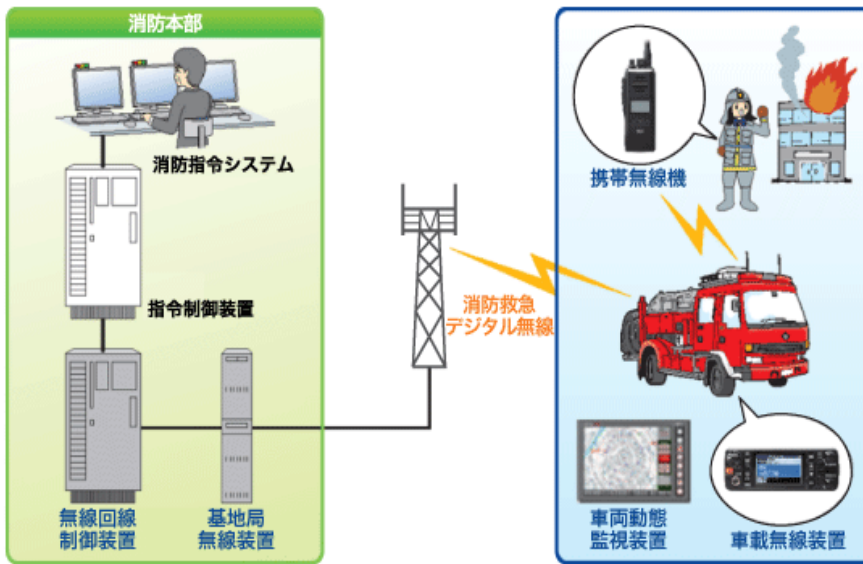
- 「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き」(平成30年1月。消防庁通知)について、上記の内容に加え、推進期間、目的に応じた機能、運用体制、活用事例の紹介などを盛り込んだうえで改訂し、令和3年度内に通知する予定であり、本施策を積極的に活用され整備を進めていただきたい。
- 各消防本部はドローン関係法令の動向を注視するとともに、ドローン運用アドバイザー制度を利用するなど、運用体制の整備や操縦員等の継続的育成に努めていただきたい。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防救急デジタル無線は消防救急活動等における必要不可欠な無線通信網であり、激甚化する災害に備えて、消防救急活動等における確実な通信体制を確保することがより重要となっている。
- このため今般、消防庁において新たに通知を発出し、**消防救急デジタル無線の設備について、消防本部において引き続き適切に維持管理を行うよう要請するとともに、通信環境の改善や端末・システムの改良などの「機能強化」を行う場合には、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象**とすることで、各消防本部における取組を推進していく。

<消防救急デジタル無線のイメージ>



<機能強化の例>

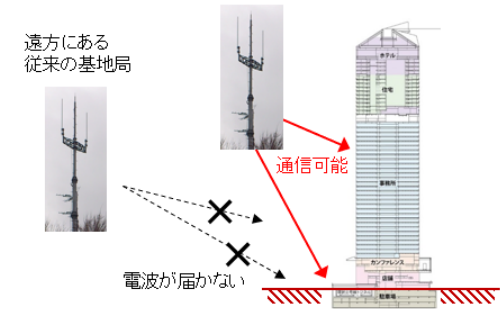
①通信環境の改善

- ・ 近年は高層ビルや高断熱性の住居、地下街など、電波を通しにくい建物が増加。
- ・ また、山間部など基地局・中継局の整備が不十分な地域が存在。
- ・ 一方で、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、自営網であり端末間通信も可能な消防救急無線の重要性が一層増大。

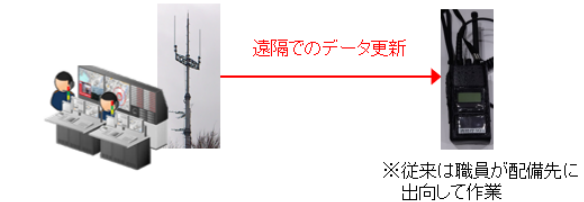
下記のような措置を通じて、通信環境の改善を図る。

- 基地局・中継局の増設、出力増強、アンテナ改良等
- 基地局間の干渉を防止するための措置
- 基地局選択や端末捕捉に係る機能の改良

高層ビルの例



メンテナンス向上の例



②端末・システムの機能・性能向上

- ・ 救急需要の増加や厳しい財政状況を踏まえ、消防救急活動のより円滑な実施が必要。

下記のような措置を通じて、端末・システムの機能・性能向上を図る。

- データ通信機能に係る新たな機能の付加
- スピーカ、ディスプレイ等の改良や、端末の操作性向上
- 端末・システムのメンテナンスの向上

スピーカ、ディスプレイ等の改良の例

最新スピーカーを用いることによる音質/音圧の向上

最新の液晶パネルを用いることによる表示の視認性向上



【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 消防庁において、「機能強化」の具体例も含んだ通知を「令和3年度内」に発出する予定であり、当該通知も参考に、機能強化を含む消防救急デジタル無線の設備の適切な維持管理を行っていただきたい。

3. 消防団や自主防災組織等の 充実強化

消防団員の処遇改善に係る地方財政措置(出勤報酬、年額報酬)



【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防団員の処遇改善については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知。以下「消防庁長官通知」。)に従い、見直しを実施する。

現 状

1. 年額報酬 《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》

年々、改善傾向にはあるものの、36,500円以上を支払っている団体はR2.4.1時点で約28% (492団体) (平均額：30,925円/年)

年額報酬 (階級：団員)	市町村数	
	H27	R2
支給なし	3 (0.2%)	0 (0.0%)
1 ～ 10,000円未満	35 (2.0%)	6 (0.3%)
10,000 ～ 20,000円未満	377 (21.7%)	363 (20.9%)
20,000 ～ 30,000円未満	576 (33.1%)	562 (32.3%)
30,000 ～ 36,500円未満	313 (18.0%)	316 (18.2%)
36,500円以上	435 (25.0%)	492 (28.3%)

2. 出勤手当 《地方交付税単価：7,000円/回》

費用弁償という位置づけであり、支給額は各市町村によって様々

<各市町村が行っている支給の方法>

- ・ 1回あたり定額を支給 (風水害等に係る出勤の平均額：2,730円/回)
- ・ 昼夜で額を分けて支給 ・ 年額で支給
- ・ 部や分団単位で支給 ・ 支給しない 等

3. 支給方法

個人に直接支給している団体はR2.4.1時点で約36% (606団体)

支給方法	団体数 (割合)
個人に直接支給	606 (36.0%)
団 (分団・部等を含む) 経由で個人に支給	369 (21.9%)
団 (分団・部等) に支給	382 (22.7%)
上記の組み合わせ	326 (19.4%)

令和4年度以降

1. 年額報酬 ※年額によって支払われる報酬

「団員」階級の者については、年額36,500円を標準額とする

2-1. 出勤報酬 ※出勤に応じて支払われる報酬

災害に関する出勤については、1日あたり8,000円を標準額とする

2-2. 費用弁償 ※出勤に伴う実費

出勤に伴う実費 (旅費、ガソリン代等) は別途措置 する

3. 支給方法

団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給 する

消防団活動に伴う報酬が引き上げられ、確実に本人に支給されることで、消防団員本人のモチベーションや納得度の向上、また、団員の家族の理解を得ることにつなげる

※上記の処遇改善に必要な地方財政措置について調整中

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 具体的な地方財政措置の内容については、1月中旬に詳細をお示しする予定であるため、各市町村においては、令和4年度からの実施に向け、消防庁長官通知に沿って、年度内の条例改正・予算措置を講じていただきたい。



【施策の概要】【国費】

- 社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するため、防災教育の実施、災害現場で役立つ訓練の普及、企業・大学等と連携した消防団加入促進、子供連れでも活動できる消防団の環境づくりなどの消防団の新たな取組を全額国費のモデル事業により実施する。

消防団の力向上モデル事業

【R4予算額 2.5億円】

<モデル事業の例>

○ 防災教育の実施



消防団員による授業



資機材見学



放水体験



心肺蘇生法講習

○ 災害現場で役立つ、より実践的な訓練の普及



資機材
取扱訓練



山火事
想定訓練

○ 企業・大学等と連携した消防団加入促進



プロスポーツ
チームと
連携した
加入促進



大学祭での
加入促進

○ 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



子連れ
巡回活動



子供連れでの
広報活動

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 各市町村・都道府県においては、本モデル事業を活用し、地域の実情に応じた創意工夫により、消防団員のモチベーション、参画意欲の向上につながる新たな取組を推進されたい。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 幼少期から防災意識を高めてもらうとともに、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、小中学校・高等学校等において、消防団員・自主防災組織員が講演や防災訓練等の体験的・実践的な防災教育を実施する経費について、令和4年度から新たに地方交付税措置を講ずる予定であり、取組を推進していく。
- 防災教育が「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和3年度末閣議決定予定)の柱として位置付けられることになり、防災教育を全国展開。

小中学校・高等学校
及び特別支援学校



防災教育

講演

体験学習

防災訓練
等

消防団員・自主防災組織員



【消防団員・自主防災組織員による防災教育の例】

消防団員による授業（島根県松江市）

- ・ 消防団員が、小学校を訪問し、消防団の役割や組織のことなどに関する座学での説明、車両・資機材の見学、質問への対応等を行う。



消防団員等によるマイ・タイムラインの作成等（茨城県常総市）

- ・ 小中学生が洪水への備えと自らの行動を考える「マイ・タイムライン」の作成等を実施。
- ・ 消防団など地域の防災関係者が主体となって、学習を実施できる体制を構築。



【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 各都道府県・市町村においては、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」(令和3年12月1日付け各都道府県あて消防庁通知・同日付け各都道府県教育委員会あて文部科学省事務連絡(依頼))のとおりに消防部局や教育委員会等と連携を取りながら消防団員等が参画した防災教育の実施体制を構築されたい。なお、本取組は「消防団の力向上モデル事業」の対象となる。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防団検討会報告書の中で都道府県の役割として明記された、消防団加入促進のための企業・商工団体等への働き掛けや高校生へのアプローチを都道府県において実施する経費について、令和4年度から新たに地方交付税措置を講ずる予定であり、取組を推進していく。

都道府県

- 市町村域をまたぐ通勤者へのアプローチとしての企業や商工団体への働き掛け 等
- 未来の消防団を担う層としての高校生への働き掛け 等

市町村

- 消防団の設置者としての消防団への加入や地域における活動の広報（地域イベント、広報誌等）
- 消防団協力事業所表示制度の実施 等

連携・協力

【都道府県が実施する消防団加入促進事業の例】

地元企業と連携した消防団PR（岡山県）

- ・ 女性や若者をターゲットとした広報活動を行うため、地元の「ファジアーノ岡山」と連携し、若年層の来場が見込めるスタジアムにおけるイベントやPR動画を作成



高校生に対する消防団の周知企画（鹿児島県）

- ・ 消防団について、知る機会の少ない高校生等を対象に、消防団PRのクリアファイルのデザイン募集を実施し、作成したクリアファイルを県内の全高校生に配布



【留意事項（助言内容、スケジュール等）】

- 都道府県においては、検討会での議論を踏まえ、企業や高校生への働き掛け等、消防団員確保の取組の更なる充実を図っていただきたい。

地域防災力の中核を担う消防団の充実強化 (地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化)



【施策の概要】【国費】【地方財政措置】

- 消防団に対して、救助用資機材等や救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付により教育訓練を促すとともに、市町村が行う消防団の救助用資機材等の整備に対して補助を行うことにより、消防団の災害対応能力の向上を図っていく。
- 準中型免許制度の創設(H29.3.12)に伴い、創設日以降に取得された普通免許では3.5t以上の消防団車両が運転できなくなることを踏まえ、準中型免許取得費用に対する市町村の補助に係る特別交付税措置を講ずるとともに、地域の実情に応じた準中型免許取得に係るモデル事業を実施する。

無償貸付

【救助用資機材等を搭載した多機能消防車(イメージ)】

【救助用資機材(イメージ)】

【R3補正(1次)予算額 19.7億円】

【R3当初予算額 1.9億円】



発電機



投光器



救命ボート



排水ポンプ

補助

【救助用資機材等の整備(補助対象資機材(イメージ))】

【R3補正(1次)予算額 2.5億円】



AED



チェーンソー



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)



多機能ノズル



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート

＜補助対象事業者＞：市町村等(一部事務組合及び広域連合を含む。)
＜補助率＞：1/3(地方負担分に対する特別交付税措置(措置率0.8、財政力補正なし))

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 近年の災害の頻発・激甚化を踏まえ、消防団による災害対応活動及びそのための実践的な訓練が行えるよう、多機能消防車、救助用資機材を活用し、全国のモデルとなる消防団の取組を推進されたい。

＜無償貸付＞

- ・貸付先市町村は都道府県が提出する「推薦報告書」を受け、消防庁が決定する。
- ・貸付を受けた市町村においては、毎年、貸付を受けた車両及び資機材を用いた訓練を実施し所定の様式により報告する。
- ・車両登録に係る自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険に関する費用並びに廃棄に要する費用は、全て借受市町村の負担となる。

＜救助用資機材等の整備＞

- ・前年度末に要望調査を実施し、年度当初に交付決定を実施する。



【施策の概要】【国費】

<消防団・自主防災組織等連携促進支援事業>

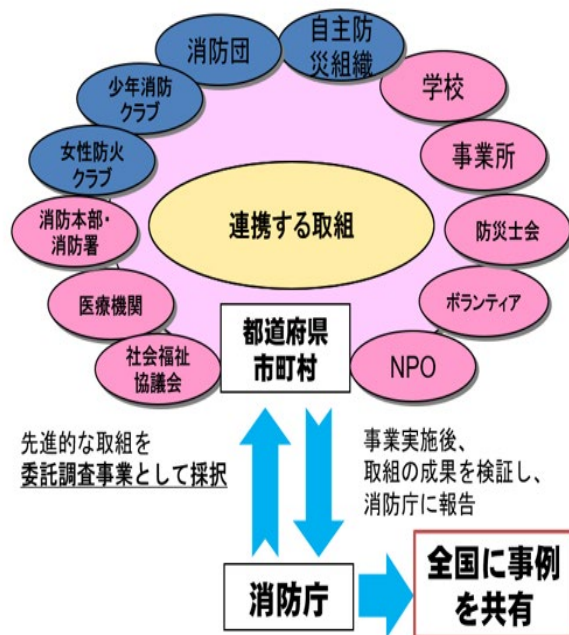
○ 地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画（地域防災力充実強化法7条2項）に基づく事業や、消防団又は自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業を支援し、消防団の充実強化、地域防災力の向上を図る。

<自主防災組織等のリーダー育成支援事業>

○ 令和元年度の「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」において作成した自主防災組織のリーダー育成に係る教材の有効的な活用に係る研修会を、都道府県又は市町村の自主防災組織等の担当者向けに実施する。

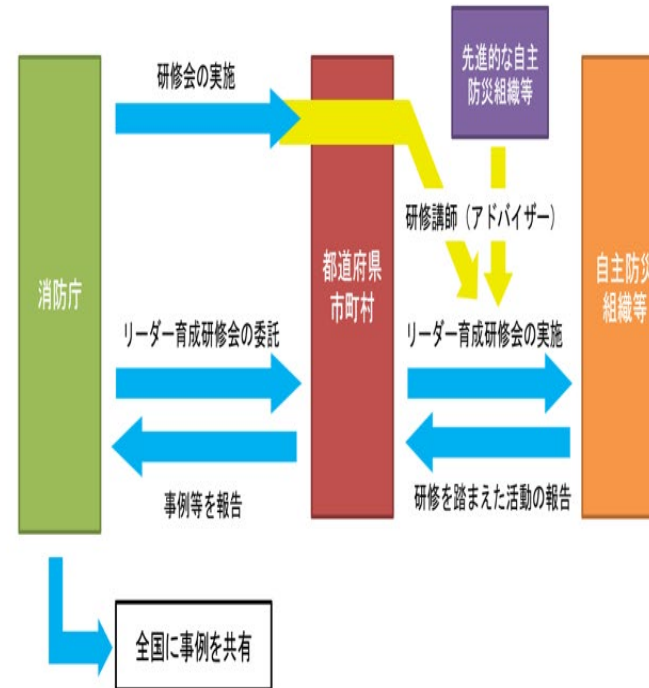
また、上記研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等（アドバイザー）が実施する「リーダー育成研修会」を実施し、その成果を広く全国に周知する。

<消防団・自主防災組織等連携促進支援事業>【R4 予算額 0.5億円】



自主防、消防、自衛隊が連携した救出訓練(熊本県)

<自主防災組織等のリーダー育成支援事業>【R4 予算額 0.1億円】



研修会の様子(京都府)
※令和3年度はオンライン開催

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

○ 地域防災力の充実強化を図るために、年度当初に募集するので積極的に実施していただきたい。

4. 消防防災分野のDXの推進

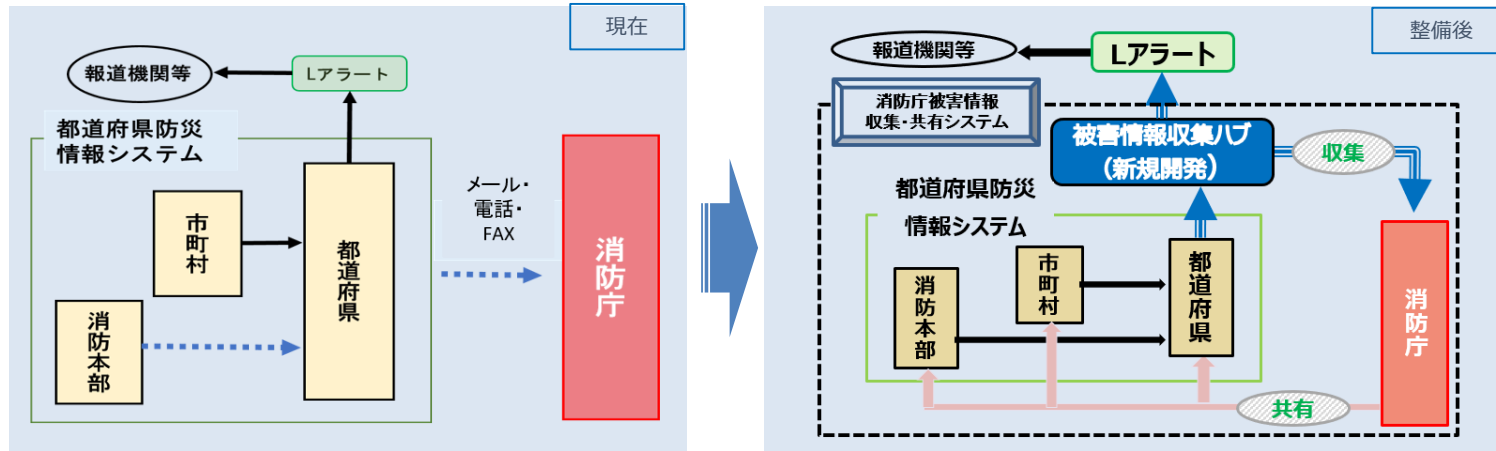
「消防庁被害情報収集・共有システム(仮称)」の整備



【施策の概要】【国費：R3補正(1次)予算額 6.7億円(うち都道府県への補助 3.5億円)】

- 現在、各都道府県からメール等により入手している人的・住家被害等の情報について、被害情報収集・共有システム(仮称)を整備し、自動収集・自動集計をすることで、都道府県の負担軽減や迅速な状況把握を図る。

＜消防庁被害情報収集・共有システム(仮称)の概要＞



＜施策効果＞

災害時における効果的な救助部隊の展開など、国及び地方公共団体のより迅速・的確な災害応急対策を実現する。

＜事業スケジュール＞

R3年度	実証実験											
R4年度												
都道府県	防災情報システム改修											
下記の改修に要する経費について、補助金を交付												
①被害情報収集ハブへの接続先切替え、情報連携の検証												
②被害情報収集ハブへの接続先切替え、情報連携の検証 及び被害項目の配信機能を新規に整備												
<table><tr><th colspan="3">補助額及び補助率</th></tr><tr><th>区分</th><th>補助上限額 (千円)</th><th>補助率</th></tr><tr><td>①</td><td>5, 000</td><td rowspan="2">10/10</td></tr><tr><td>②</td><td>10, 000</td></tr></table>		補助額及び補助率			区分	補助上限額 (千円)	補助率	①	5, 000	10/10	②	10, 000
補助額及び補助率												
区分	補助上限額 (千円)	補助率										
①	5, 000	10/10										
②	10, 000											
※補助金の交付要綱については財政当局と調整中												
R3年度	供用開始											

【収集する被害状況等】

人的被害	死者	
	行方不明	
	負傷者	重傷 軽傷
物的被害	全壊	
	半壊	
	一部破損	
	床上浸水	
	床下浸水	
避難情報等	避難指示等	世帯数 人数
	災害対策本部等の設置状況	

【留意事項】

- 令和3年度中の補助金交付決定を予定しているので、別途お示しする共通仕様書を踏まえた都道府県防災情報システム改修仕様書の作成や費用見積り、予算の確保及び補助金交付申請等の各種手続を進められたい。

火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進



【施策の概要】

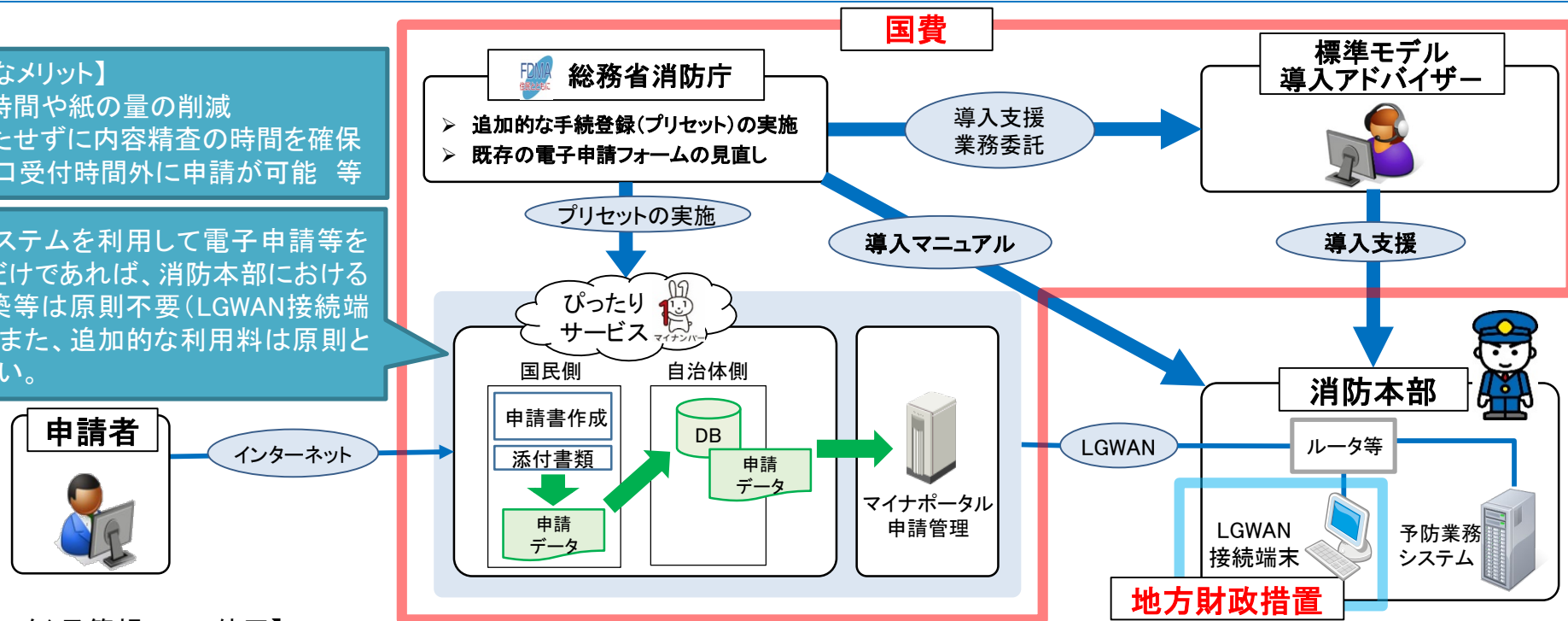
火災予防分野における各種手続について、令和3年に構築したマイナポータル・ぴったりサービスを利用した標準モデル対応の電子申請等の導入を促進するため、アドバイザーによる導入支援等を実施する。

＜施策のイメージ＞

【期待される主なメリット】

- 届出に係る時間や紙の量の削減
- 来庁者を待たせずに内容精査の時間を確保
- 申請者は窓口受付時間外に申請が可能 等

- 国の既存システムを利用して電子申請等を受け付けるだけであれば、消防本部におけるシステム構築等は原則不要（LGWAN接続端末は必要）。また、追加的な利用料は原則として発生しない。



【国費】【R3補正(1次)予算額 0.5億円】

- マイナポータル・ぴったりサービスを利用した標準モデル対応の電子申請等を導入する消防本部に対し、アドバイザーによるシステム設定等の導入支援を行うほか、件数が多く、ニーズがある手続について追加的にマイナポータル・ぴったりサービスへの登録を行うとともに、既存の電子申請フォームの見直しを実施する。

【地方財政措置】

- 消防本部等において電子申請等を受け付けるために必要となるLGWAN接続端末や図面データを参照するためのディスプレイの整備に要する経費について、令和4年度から新たに地方交付税措置を講ずる予定であり、取組を推進していく。

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

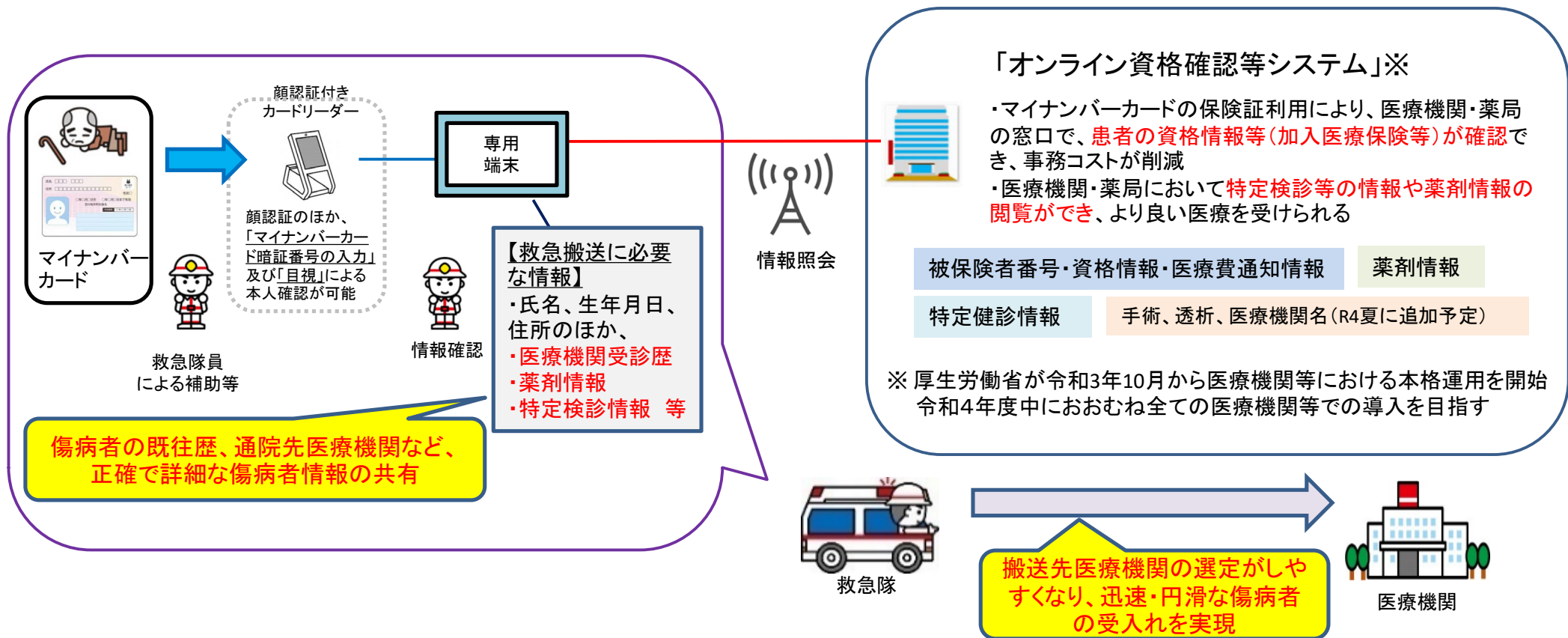
- 各消防本部におかれては、政府のマイナポータル・ぴったりサービスを活用した電子申請等の導入について、消防庁が取りまとめた「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」(令和3年12月総務省消防庁予防課)や導入支援アドバイザーを活用しつつ、助言通知を踏まえ、令和4年度中に電子申請等の受付を開始できるよう積極的に取組を進めていただきたい。



【施策の概要】【国費】【R4 予算額 0.6億円】

○ 救急業務においてマイナンバーカードを活用し、救急隊の専用端末などを用いて、傷病者情報の閲覧を可能とすることで、より迅速・円滑な救急活動が可能となる環境を整備するための実証実験を行うとともに、事業の横展開についても検討する。

<施策のイメージ>



【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

○ 実証実験については、地域特性等を考慮し、複数の消防本部において実施を予定している。実施消防本部については、確定次第お知らせするので、その他の消防本部においても関心を持って注視していただきたい。



【施策の概要】【国費】R3補正(1次)予算額 0.9億円

- 消防の訓練の高度化を図るため、VRを活用した火災、震災及び風水害等の消防活動の訓練コンテンツを作成するとともに、**新たに全国の消防学校及び消防本部で有用な教材等を共有する専用サイトを構築**することで取組を推進していく。

＜施策のイメージ＞

＜VRを活用した訓練コンテンツの作成等＞（0.6億円）

近年、工場等における大規模火災や大雨等による大規模な豪雨災害・土砂災害が頻発している。また、今後発生が予測される首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、未曾有の大規模地震への対応に十分な消防力を確保する必要がある。

このため、災害対応を行った場合に近い訓練を行えるよう、訓練コンテンツをVRにより作成する。



【火災現場の訓練コンテンツイメージ】

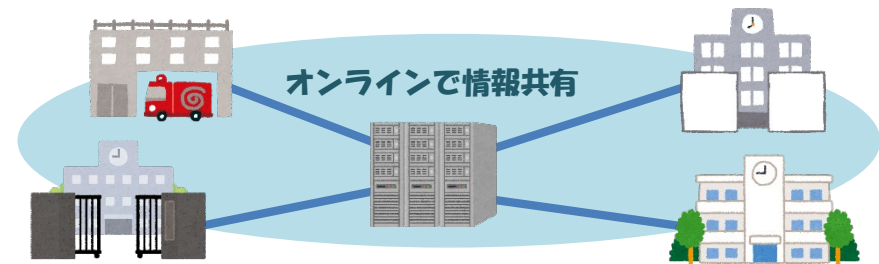


【VRゴーグル】

＜消防訓練用教材共有専用サイトの構築＞（0.3億円）

大規模火災や、近年発生が頻発している風水害、今後発生が予測される大規模地震等、複雑多様化する災害に対応するには、十分な知見を有した人材の確保が必要である。このため、消防学校における初任者教育及び救助等の専門教育及び各消防本部における訓練の高度化を図ることが重要となる。

このため、各消防学校において作成する優良な教材や訓練の事例を全国で共有可能なサイトを構築する。



【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- より教育効果が高い実践的な内容とし、消防本部等の災害対応能力を向上するため、訓練コンテンツの設計にあたって、消防学校等から参考となる災害事例の共有等、協力をいただきたい。

- 訓練コンテンツの開発時に、希望する消防学校等へVRゴーグルの配布を予定していることから、コンテンツのブラッシュアップ等のため積極的に活用いただきたい。

＜スケジュール(仮)＞

令和3年度:コンテンツの計画作成、入札・契約、制度設計

令和4年度:コンテンツの開発、コンテンツの運用開始

- 消防学校等で活用している優良な教材を積極的にサイトに掲載していただきたい。
- より効果の高い訓練を実施し、消防力や教育のレベルを向上するため、掲載された教材を消防学校、消防本部等で積極的に活用いただきたい。

＜スケジュール(仮)＞

令和3年度:サイトの計画作成、入札・契約、制度設計、開発

令和4年度:サイト運用開始

5. 地方公共団体の危機対応能力の強化

市町村長等の災害対応力強化のための研修



【事業概要】 【国費：R4予算額 0.4億円】

○ 被災地の最前線で陣頭指揮を執る市町村長を対象とした実践的な研修を実施する。

市町村長の災害対応力強化のための研修

- (1) 日時：令和4年6月頃（20名×6回）
- (2) 方法：個別面談方式（オンライン方式）
- (3) 内容：
 - 市町村長が災害時に的確に判断し、迅速に指示が出せるよう、個別面談方式により行う実践的な研修
 - 避難指示の発令等、様々な状況を付与したシナリオ非提示型訓練

全国防災・危機管理トップセミナー

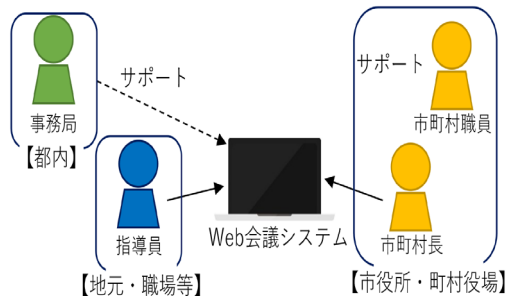
【市区長向け】

- (1) 日時：令和4年6月頃
- (2) 場所：東京都内
- (3) 内容：有識者、災害を体験した市区長による講演、消防庁による講義

【町村長向け】

- (1) 日時：令和4年11月頃
- (2) 場所：東京都内
- (3) 内容：有識者、災害を体験した町村長による講演、消防庁による講義

◆令和3年度セミナーの様子（町村長向け）



研修概要図



市町村長の受講の様子（オンライン研修）



竹崎一成・芦北町長の講演



セミナー全景

【留意事項】

＜施策効果＞

災害時における地方公共団体のより適切な警戒対応・初動対応、より迅速・的確な災害応急対策を実現する。

○ このほか、都道府県の危機管理・防災責任者を対象とした「防災・危機管理特別研修」（5月頃）、市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」（5月、11月頃）など災害対応力を強化するための研修を実施しているので、積極的に受講されたい。



【施策の概要】

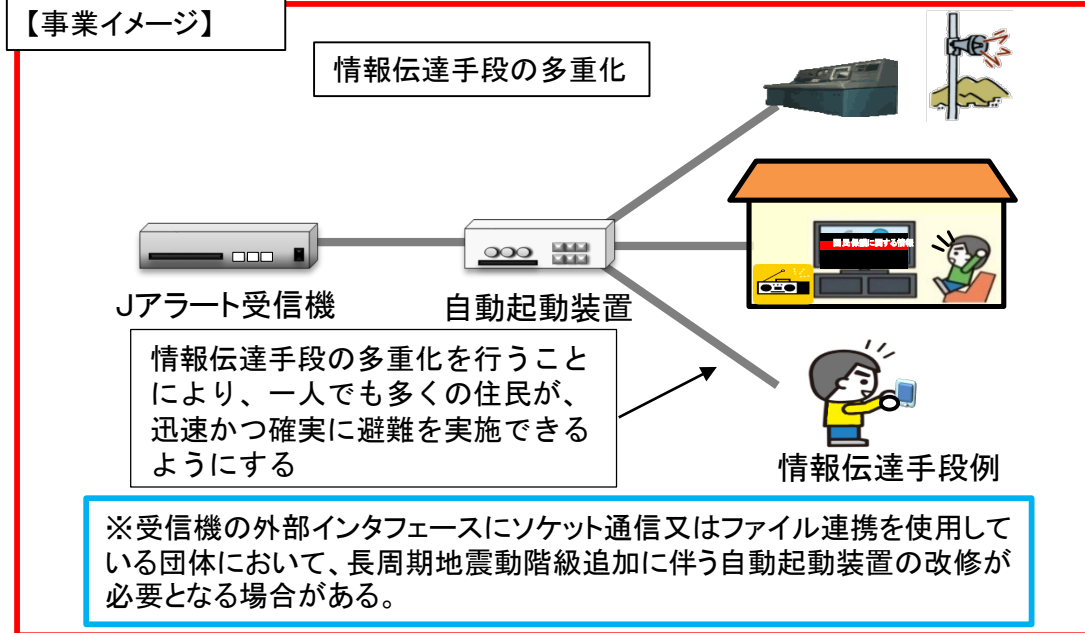
- 大規模テロなどの国民保護事案への対応に万全を期すため、国と地方が共同で訓練を実施するとともに、地方公共団体による避難実施要領のパターン作成を促進。
- 全国瞬時警報システム(以下「Jアラート」)と連携していない情報伝達手段の新たな連携(多重化)を推進するとともに、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加することに伴うJアラートのシステム改修を実施。



【国と地方公共団体の共同訓練】



【事業イメージ】



【国費】【R4予算額 1.2億円】

- 武力攻撃事態や緊急対処事態に対処するための措置について、国民保護法に基づき、国と地方公共団体等とが共同で行う訓練に係る経費を負担。

【地方財政措置】

- Jアラートの情報伝達手段の多重化については、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%、令和7年度までの時限措置)の対象となっている。
- 緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加することに伴うJアラートのシステム改修経費については、特別交付税措置(措置率0.7)が講じられている。【令和4年度までの時限措置】

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 国民保護措置への理解やノウハウの蓄積を更に図るため、国と地方公共団体の共同訓練を積極的に実施していただきたい。
- Jアラートの情報伝達手段の多重化に適切に取り組んでいただきたい。
- 長周期地震動階級追加に伴うJアラートのシステム改修が必要となる団体においては、令和4年度中に確実に改修を実施していただきたい。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 災害時に情報を住民に確実に伝達することが重要であることから、各市町村における災害情報伝達手段の多重化・強靱化を図ることが重要。
- このため、防災行政無線のデジタル化、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化に要する経費等について、引き続き緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象とするとともに、戸別受信機等の配備に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずること等により、各市町村における取組を推進していく。

【事業イメージ】



<緊急防災・減災事業債>

- 【防災行政無線のデジタル化・機能強化等】 防災行政無線をデジタル化する場合や、既にデジタル化された防災行政無線について「機能強化」を図る場合（FM放送を活用した同報システム等の代替手段の整備にも活用可能）
- 【携帯電話網等を活用した情報伝達手段】 携帯電話網等を活用した情報伝達システムについて、庁舎側のサーバー等の整備を伴う場合

<特別交付税措置>

- 【戸別受信機等の設置】 戸別受信機等を貸与により配備する場合
- 【システム改修経費】 災害情報伝達手段への一斉送信機能導入に伴うシステム改修経費等

【国費】【R3補正予算額 0.3億円】

- 市町村に対し通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することにより、地域特性を踏まえた最適な伝達手段を整備するための課題を解決し、災害情報伝達手段の整備を促進する。

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

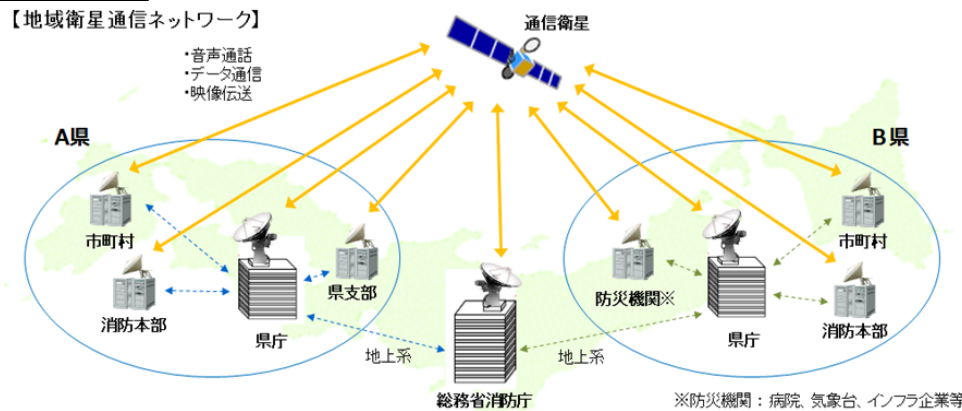
- 1月を目途に、各市町村へのアドバイザー派遣の希望調査を実施する予定であり、積極にご活用いただきたい。
- 上記地方財政措置も活用し、引き続き、各自治体の実情に応じて災害情報伝達手段の多重化に取り組んでいただきたい。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 激甚化する災害に備えて、都道府県防災行政無線の衛星系として、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムを市町村まで空白なく整備することが重要。
- このため、**第3世代システムの地域衛星通信ネットワーク等について、都道府県が管内全市町村を結ぶ一体的な整備を行う場合、引き続き緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象とすることで、各自治体における取組を推進していく。**

【事業イメージ】



災害時に地上系の通信網が不通となった場合でも、国・都道府県・市町村間の連絡を確保

地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの特徴

- ✓ 整備コストを大きく削減可能
 - ✓ 性能面が大きく向上
- ① 大雨による通信障害が発生しにくい
 - ② 災害現場で柔軟に設置・運用できる
 - ③ 高画質な映像を送受信できる
 - ④ データ通信による多様なアプリケーションを使用できる
 - ⑤ インターネット経由で外部システムに接続できる

<緊急防災・減災事業債>

- 【第3世代化(都道府県内の一体整備)】 緊急防災・減災事業債の対象となる衛星通信システムの整備(都道府県庁と都道府県内の全市町村を結ぶ一体的な整備)は以下の要件を全て満たすもの(地域衛星通信ネットワークの第3世代システム)であることが必要
 - ・ 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保
 - ・ 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやりとりできるだけの十分な回線容量を常に確保
 - ・ 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワーク

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムについては、従来と比べて低コストであるだけでなく、大雨による通信障害が発生しにくい、災害現場で柔軟に設置・運用できるなど性能面も大きく向上しており、災害発生時の通信連絡体制の確保に資するもの。
- このため、上記地方財政措置も活用し、引き続き、都道府県・市町村等を通じた地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムの一体的な整備に積極的に取り組んでいただきたい。

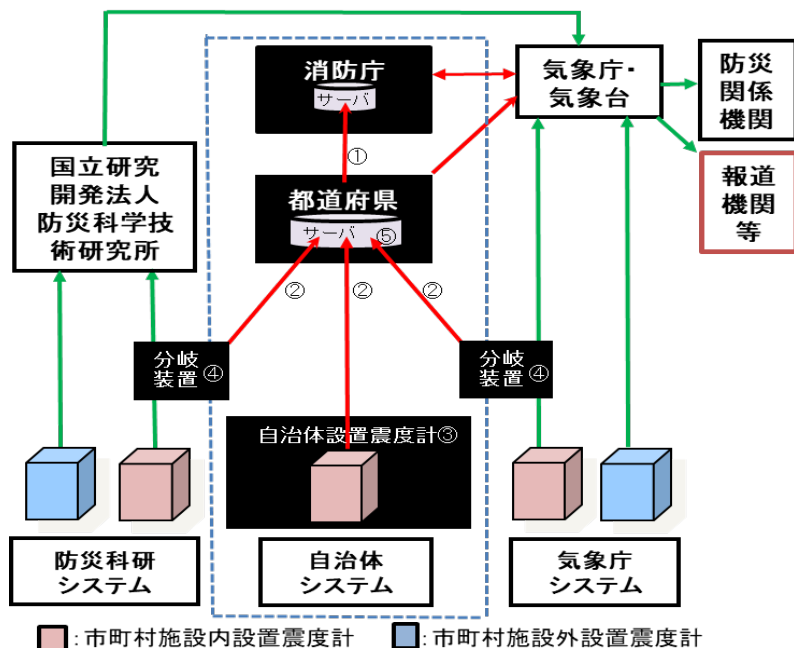
震度情報ネットワークシステムの機能強化



【施策の概要】【国費：R3補正（1次）予算額 63.5億円（都道府県への補助）】

- 各都道府県が設置している震度計の老朽化（約2,500台）を踏まえ、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝送ができるよう、機器を更新するとともに、それにあわせ、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、断線時の副回線への切替機能の追加、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能を強化する。

<震度情報ネットワークシステムの概要>



<事業スケジュール>

令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施		
		運用開始

【留意事項】

- 令和3年度内の補助金交付決定を予定しているので、別途お示しする補助金交付要綱（骨子案）等を踏まえた事業実施準備、令和3年度内の補正予算計上及び補助金交付申請等の各種手続を進められたい。

<事業主体>

都道府県

<補助対象事業、補助率等>

区分		補助基準額 (単位：千円 整備箇所 1箇所当たり)	補助率	地方財政措置
ネットワーク 回線の 切替等	①消防庁－都道府県間	1,000	10/10	—
	②震度計－都道府県間	1,000	1/2	補正予算債 (充当率100%、 交付税措置 率50%)
機器の 機能 強化	③震度計 (震度計台の整備を伴わないもの)	3,500		
	③震度計 (震度計台の整備を伴うもの)	5,500		
	④分岐装置	3,000		
	⑤サーバ (ハード＋ソフトウェア)	70,000		
	⑤サーバ(ソフトウェア)	28,000		

※補助金の交付要綱については財政当局と調整中

<施策効果>

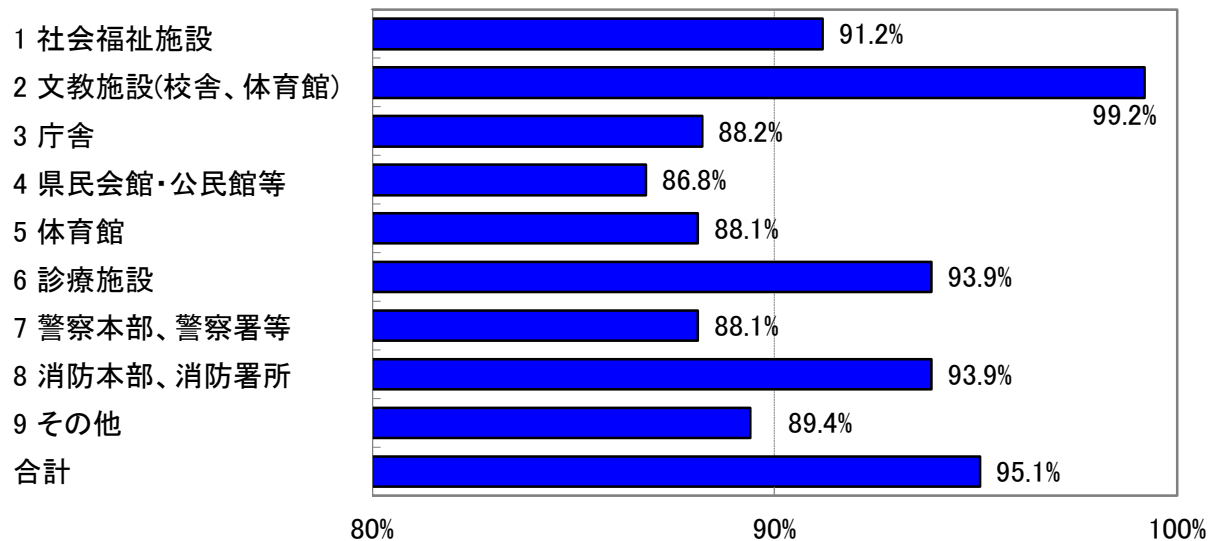
地震発生時における国及び地方公共団体のより適切な初動対応を実現する。



【施策の概要】【地方財政措置】

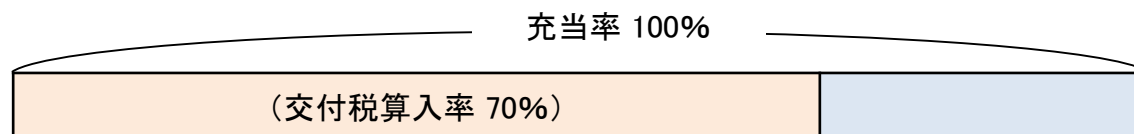
- 地震災害時における地方公共団体の業務継続性確保の観点から、
 - ・社会福祉施設、指定避難所となる文教施設等の公共施設
 - ・災害時に災害対策の拠点となる自治体庁舎、消防本部、消防署所等の公用施設など、引き続き緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象とすることで、防災拠点となる公共施設等の耐震化を促進する。

＜施設区分別の耐震化推進状況(令和2年10月1日現在)＞



耐震改修

＜緊急防災・減災事業債の活用＞



＜施策効果＞

災害時における地方公共団体のより適切な初動対応、より迅速・的確な災害応急対策を実現する。

【留意事項】

- 業務継続性の確保の観点から、特に災害時に災害対策の拠点となる地方公共団体の庁舎については、早急かつ計画的に耐震化に取り組まれない。

6. 消防防災分野における女性の 活躍推進

消防防災分野における女性の活躍推進



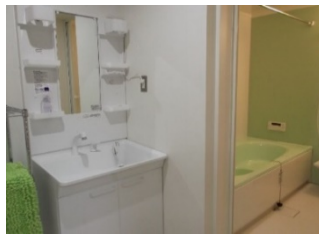
【施策の概要】

- 「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会(平成27年)」を踏まえ、全国の消防吏員に占める女性比率を令和8年度当初までに5%に上げるため、各消防本部において計画を策定するよう要請。
- 消防庁では、消防本部に対し、消防吏員の女性比率の数値目標設定による計画的な増員、女性消防吏員の職域の拡大、女性用施設の整備など、ソフト・ハード両面での環境整備の働きかけを行うことで、取組を推進していく。
※令和2年4月1日 現在の女性消防吏員は、**全体の3.0%** (※ 他職種:警察官10.2%(令和2年4月1日)、自衛官7.4%(令和元年度末現在))

＜女性専用施設の整備にかかる特別交付税措置＞

BEFORE

AFTER



江南市消防本部の事例
本部庁舎小会議室を仮眠室へ改修

【国費】R4予算額 0.4億円

＜女性消防吏員活躍推進アドバイザー事業＞



消防本部等へアドバイザーを派遣して、女性活躍の意義、人事配置上の配慮、効果的な広報などの具体的な方策を助言するもの。

＜女性消防吏員推進支援事業(モデル事業)＞



女性消防吏員の活躍をより積極的に推進し、消防力を充実強化していくため、全国で手本とすべき先進事例を構築することを目的に、消防本部等に委託するもの。

- 消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、女性消防吏員推進支援事業(モデル事業)の実施等に加え、**新たに幹部向け研修会を開催するなど支援を強化する。**

【地方財政措置】

- 消防吏員の活躍の場を広げるための消防本部・消防署・出張所における、女性用のトイレ、浴室・脱衣所、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面室、その他(浴室トイレユニット等)の施設整備は、**特別交付税措置(措置率0.5、財政力補正あり)**が講じられている。【令和7年度までの時限措置】

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 消防署所等における職場環境が整備が図られるよう、女性専用施設の整備に要する経費について特別交付税措置の積極的な活用を検討いただきたい。
- 女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣の申込みは、4月頃に募集し、選定後に順次講演を開催する予定。
- 女性消防吏員推進支援事業(モデル事業)への申込みは、3月頃に募集し、5月頃に参加団体の選定を行う予定。

7. その他（PFOS等泡消火薬剤の更新）



【施策の概要】

- 平成21年、PFOS等は条約で規制対象物質に指定され、その後、国内におけるPFOS等含有製品の製造・輸入が原則禁止された。
(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号))

- 消防機関においては、PFOS等含有泡消火薬剤は、保管、表示、訓練及び点検時等における措置等技術上の基準に従い、厳格に管理することとされ、PFOS等を含まない泡消火薬剤への更新が進められている。

規制後、全国の消防機関におけるPFOS含有泡消火薬剤の保有量の推移については、以下のとおり。

平成24年:約154万ℓ → 平成28年:約139万ℓ → 令和2年:119万ℓ



泡消火薬剤を用いた放水訓練

- PFOS含有泡消火薬剤については10 年前に製造が停止しており、また交換推奨年数は8年から10 年とされていることから、現在保管されているものは、経年劣化している恐れがあることを踏まえ、令和2年6月、PFOS非含有泡消火薬剤への更新を推進することとし、**令和4年度末までに、現在保管しているPFOS含有泡消火薬剤を全て廃棄する更新計画の作成を依頼**。(令和2年6月1日付け 消防消第164号「PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の更新について(通知)」)

<更新計画>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
廃棄量	約5.4万ℓ	約52.3万ℓ	約68.7万ℓ
調達量	約5.4万ℓ	約35.9万ℓ	約89.5万ℓ

- 上記の更新計画に記載されている都道府県及び市町村の保有するPFOS含有泡消火薬剤の更新(廃棄・調達)に要する経費について、**特別交付税措置を講ずることで、取組を推進**する。(令和2年10月23日付 消防消第263号「PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の更新に要する経費に係る特別交付税措置について(通知)」)

【地方財政措置】

特別交付税措置対象: 更新計画に記載された都道府県及び市町村の保有するPFOS含有泡消火薬剤の更新(廃棄・調達)に要する経費
 措 置 率: 0.5(財政力補正なし)
 措 置 期 間: 令和2年度～**令和4年度**

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 更新計画を踏まえ、令和4年度末までに、現在保管しているPFOS含有泡消火薬剤を全て廃棄するよう計画的に取り組むこと。

<参考 交付(3月)までの事務手続きスケジュール(通常の例)>

通 年: PFOS含有泡消火薬剤の廃棄及び更新の実績と執行予定の管理

8月上旬: 基礎数値照会(各都道府県、市町村へ特別交付税の額の算定に用いる基礎数値の照会)への対応

<廃棄及び調達の量、経費とともに更新の進捗状況について記載して回答(〆切12月中旬)>

11～12月: 更新計画の修正等対応

問い合わせ先



	目次	問い合わせ先	連絡先
p.3	緊急消防援助隊無償使用資機材の整備(情報収集活動用ハイスペックドローン等)	広域応援室 広域応援計画係 参事官室 救助係	03-5253-7527 03-5253-7507
p.4	緊急消防援助隊無償使用資機材の整備(小型救助車)	参事官室 救助係	03-5253-7507
p.5	緊急消防援助隊等の応援職員受入れ施設等の整備、派遣経費の拡充	消防・救急課 警防係、職員係、財政係 広域応援室 広域応援企画係 防災課 震災対策係	03-5253-7522 03-5253-7527 03-5253-7525
p.6	消防防災ヘリコプターの安全性の確保及び運航体制の充実強化	広域応援室 航空企画係	03-5253-7527
p.8	救急隊の感染防止資器材の確保支援等	救急企画室 救急安全係	03-5253-7529
p.9	消防本部等の感染症対策	消防・救急課 職員係	03-5253-7522
p.10	連携・協力の推進	消防・救急課 広域化推進係	03-5253-7522
p.11	救急安心センター事業(＃7119)の全国展開	救急企画室 救急企画係	03-5253-7529
p.12	消防本部における災害対応ドローンの整備	消防・救急課 警防係	03-5253-7522
p.13	消防救急デジタル無線の設備の維持	防災情報室 情報企画係	03-5253-7526
p.15	消防団員の処遇改善に係る地方財政措置(出動報酬、年額報酬)	地域防災室 消防団係	03-5253-7561
p.16	時代に即した消防団の新たな取組	地域防災室 消防団係	03-5253-7561
p.17	消防団員・自主防災組織員による防災教育	地域防災室 消防団係	03-5253-7561
p.18	都道府県が実施する消防団員確保の取組	地域防災室 消防団係	03-5253-7561
p.19	地域防災力の中核を担う消防団の充実強化 (地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化)	地域防災室 消防団係	03-5253-7561



問い合わせ先

	目次	問い合わせ先	連絡先
p.20	消防団・自主防災組織の連携支援等	地域防災室 消防団係	03-5253-7561
p.22	「消防庁被害情報収集・共有システム(仮称)」の整備	防災課 防災企画係	03-5253-7525
p.23	火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進	予防課 行政係	03-5253-7523
p.24	医療機関との情報連携による救急業務の迅速化等の検討	救急企画室 救急企画係	03-5253-7529
p.25	消防訓練におけるDXの推進	消防・救急課 職員係	03-5253-7522
p.27	市町村長等の災害対応力強化のための研修	防災課 防災企画係、防災調整係	03-5253-7525
p.28	国民保護共同訓練の充実強化 全国瞬時警報システム(Jアラート)の多重化等	国民保護運用室 調整係 運用係	03-5253-7550 03-5253-7551
p.29	防災行政無線等の災害情報伝達手段の多重化	防災情報室 通信企画係	03-5253-7526
p.30	地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信システムの整備推進	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526
p.31	震度情報ネットワークシステムの機能強化	防災課 震災対策係	03-5253-7525
p.32	防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災課 震災対策係	03-5253-7525
p.34	消防防災分野における女性の活躍推進	消防・救急課 職員係	03-5253-7522
p.36	PFOS等含有泡消火薬剤の更新	消防・救急課 警防係	03-5253-7522